

～お手頃な保険料で「医療」も「がん」もトータルサポート～

＜メディフィットA^{エース}＞を発売

メディケア生命保険株式会社(社長:寺崎 啓介、以下「メディケア生命」)は、平成24年4月20日より医療保険「メディフィットA」<正式名称:医療終身保険(無解約返戻金型)>を発売します。

本商品は入院・手術の保障に加えて、各種特約を付加することで「がんなどの7大生活習慣病の保障」「所定の女性特定疾病の保障」「先進医療の保障」および「3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による保険料払込免除の保障」が充実します。これまでどおり保険料はお手頃で、さらにお客さまのお役に立てる医療保険となりました。

メディフィットA^{エース}の特徴

① 1日以上入院から保障。がんによる入院の場合は**支払日数無制限**

NEW ② 6大生活習慣病による入院は1入院の**支払限度を60日延長**

*6大生活習慣病追加給付あり型を選択した場合

NEW ③ 約1,000種類の**公的医療保険制度対象手術を外来・入院を問わず保障**
ニーズに応じて給付倍率を選べます。(手術Ⅰ型、手術Ⅱ型いずれかを選択)

④ **先進医療保障が充実**

*先進医療特約(11)を付加した場合

⑤ **がんの一時金と抗がん剤(腫瘍用薬)による治療を保障**

*がん診断特約、抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約を付加した場合

NEW ⑥ **初めてがんと診断確定された場合、または急性心筋梗塞、脳卒中中で公的医療保険制度対象手術を受けられた場合、もしくは所定の状態となられた場合、以降の保険料のお払込みを免除**

*3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合

医療保障をさらに充実



さらに
保障が充実!



＜メディフィットSとの主な変更点＞

入院: 1入院通算ルール(複数回入院の取扱い)について**災害と疾病を区別します**。

手術: **外来手術**(公的医療保険制度対象手術)を対象とします。(一律5倍)

入院時手術の倍率について、「疾病等に応じた**10・20・40倍**」を新設。

手術・放射線治療・骨髄移植の保障を主契約に組み入れます。

特約: **3大疾病保険料払込免除特約**を新設します。

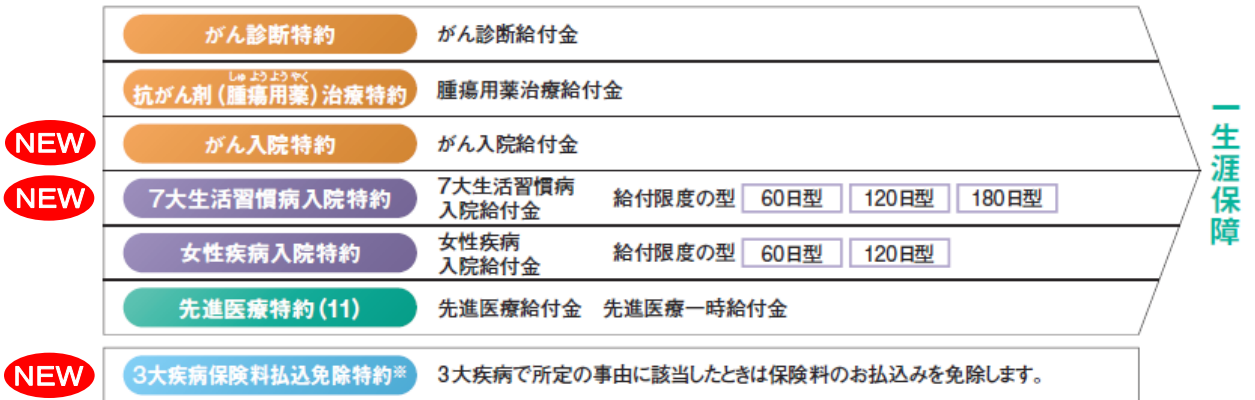
生活習慣病による入院の保障の対象が拡大します。(5大→7大生活習慣病)

メディフィットAの概要は次ページ以降をご覧ください。

メディフィットAのしくみ図



ご希望に応じて付加できる特約一覧



※3大疾病保険料払込免除特約の保険料の払込免除理由に該当する期間は主契約の保険料払込期間中となります。
*ご加入にあたって、給付限度の型については当社所定の制限があります。

医療終身保険(無解約返戻金型)(主契約)の概要

NEW **医療終身保険 (無解約返戻金型)**

給付金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。
疾病入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。ただし、6大生活習慣病追加給付あり型を選択し、6大生活習慣病で入院した場合は、1回の入院のお支払限度を60日延長します。また、がんで入院した場合は1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。
手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	【入院中の手術】 <手術Ⅰ型>基本給付金額×10倍 <手術Ⅱ型>基本給付金額×10・20・40倍 【外来の手術】 <手術Ⅰ型・Ⅱ型>基本給付金額×5倍	通算限度なし
骨髄移植給付金	疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし
放射線治療給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし 60日に1回のお支払限度

*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払基準となる金額です。

●6大生活習慣病追加給付あり型を選択し、6大生活習慣病で入院した場合は、1回の入院のお支払限度を60日延長します。なお、対象となる6大生活習慣病は以下のとおりです。

・糖尿病 ・心疾患 ・高血圧性疾患 ・脳血管疾患 ・肝疾患 ・腎疾患

付加できる特約

がん診断特約

給付金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん診断給付金	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">初回</div> がん責任開始日以後の保険期間中に初めてがんと診断確定されたとき <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2回目以降</div> 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、診断確定されたがんの治療を目的とする入院を開始したとき*	がん診断給付金額	通算限度なし (2年に1回)

- * 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日に、がんの治療を目的とする入院を継続しているときは、その日に入院を開始したものとみなすため、お支払理由に該当します。
- * 責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。

抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約

給付金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
腫瘍用薬治療給付金	がん責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院または通院(往診を含む)をしたとき	腫瘍用薬治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、腫瘍用薬治療給付金額	通算限度なし (同一月に1回)

- * 責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。
- * 腫瘍用薬治療給付金のお支払対象となる腫瘍用薬は、被保険者が入院または通院をした時点において、日本標準商品分類における腫瘍用薬に分類される医薬品のみとなります。「ホルモン剤」のみ、または「生物学的製剤」のみを用いた抗がん剤治療は腫瘍用薬治療給付金のお支払対象となりません。

NEW

がん入院特約

給付金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん入院給付金	がんにより1日以上入院されたとき	がん入院給付日額×入院日数	1回の入院および通算ともに限度なし

NEW

7大生活習慣病入院特約

給付金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
7大生活習慣病入院給付金	7大生活習慣病により1日以上入院されたとき	7大生活習慣病入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分、180日型は180日分。通算では1000日分。 ただし、がんで入院した場合は1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。

- 対象となる7大生活習慣病は以下のとおりです。
 ・がん ・糖尿病 ・心疾患 ・高血圧性疾患 ・脳血管疾患 ・肝疾患 ・腎疾患

女性疾病入院特約

給付金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
女性疾病入院給付金	所定の女性特定疾病により1日以上入院されたとき	女性疾病入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1000日分。 ただし、がんで入院した場合は1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。

- 対象となる所定の女性特定疾病は以下のとおりです。
 ・がん ・乳房および女性生殖器系の良性新生物および性状不詳の新生物 ・甲状腺の疾患
 ・乳房および女性生殖器系の疾患 ・妊娠、分娩および産じよくの合併症

付加できる特約

先進医療特約(11)

給付金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで
先進医療一時給付金		5万円	

NEW

3大疾病保険料払込免除特約

以下のいずれかに該当したとき、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます)のお払込みを免除します。

3大疾病	保険料の払込免除の理由
がん	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞により、次のいずれかに該当したとき ①初診日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき
脳卒中	責任開始期以後に発病した脳卒中により、次のいずれかに該当したとき ①初診日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき ②脳卒中の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき

* がんによる保険料の払込免除については、この特約の責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。急性心筋梗塞および脳卒中による保険料の払込免除については、責任開始期から保障が開始されます。

保険料例

保険期間: 終身 / 保険料払込回数: 月払い

医療終身保険(無解約返戻金型)(60日型、6大生活習慣病追加給付あり型、手術Ⅱ型): 日額10,000円
先進医療特約(11): 先進医療給付金(技術料相当額) + 先進医療一時給付金5万円

契約年齢	男性		女性	
	終身払い	有期払い(60歳まで)	終身払い	有期払い(60歳まで)
20歳	2,610円	3,275円	2,740円	3,558円
30歳	3,360円	4,736円	3,300円	4,922円
40歳	4,550円	7,883円	4,070円	7,773円
50歳	6,520円	17,280円	5,560円	17,017円

商品内容の詳細などについては「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先
メディケア生命 経営管理部 (03)5621-3310

 **メディケア生命保険株式会社**
住友生命・三井生命グループ